

和歌山県立医科大学国際交流ハウス使用規程

制 定 平成18年8月1日和医大規程第175号

最終改定 平成28年8月17日和医大規程第28号

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学国際交流宿泊施設(以下「国際交流ハウス」という。)の使用に関して必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 和歌山県立医科大学(以下「本学」という。)の国際交流に資するため、国際交流ハウスを設置する。

(使用者の範囲)

第3条 国際交流ハウスは、前条の趣旨に基づき次の各号の一に該当する場合に使用することができる。

- (1) 本学が、交流協定(以下「協定」という。)を締結している大学間での公式行事又はこれに類する事業等で来学する者。
- (2) 本学との協定を前提に交流を行っている外国の大学から派遣された者。
- (3) 本学で教育・研究等を行うために来日した者。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、和歌山県立医科大学長(以下「学長」という。)が必要と認めた者。

(使用の手続き)

第4条 国際交流ハウスを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用を開始しようとする日の属する月の2月前の月末までに国際交流ハウス使用承認申請書(別記第1号様式)及び前条各号の一に該当する旨の書面並びに使用者の本学での活動について責任をもって保証等を行う者(以下「保証人」という。)が発行する保証書(別記第2号様式)を学長に提出しなければならない。

- 2 使用者による申請がしがたい場合は、保証人が申請人となることができる。
- 3 学長は、第1項の申請を承認する場合は、第3条第1号に該当する申請を第1位として以下号の順位に割り当てて、国際交流ハウス使用承認書(別記第3号様式)を当該申請者に交付するものとする。
- 4 学長は、前項の承認を行った後においてなお空室がある場合で、特に必要とみとめられる場合は追加の申請をさせこれを承認することができる。

(使用期間)

第5条 国際交流ハウスの使用期間は、3月以内とする。ただし、学長が特別の理由があると認めた場合には、当該使用期間の延長を3月以内に限り認めることができる。

(保証人)

第6条 保証人となる者は、本学の教員の身分を有する者とする。

- 2 保証人は、使用者が、善良な使用者として本規程のほか本学の規則等遵守するとともに公序良俗に違反しないように指導・監督をするものとする。

(使用条件の遵守等)

第7条 第4条の承認を受けた使用者は、同条第3項の使用承認書に付する条件を遵守しなければならない。

- 2 学長は、使用者が前項の規定に違反した場合は使用の承認を取り消し、又は以後の使用を承認しないことができる。

(賠償責任)

第8条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、国際交流ハウスの施設、設備及び備品を喪失・き損等の著しい損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第9条 国際交流ハウスの使用料は、公立大学法人和歌山県立医科大学諸料金規程(平成18年4月1日和医大規程第31号)によるものとする。

(庶務)

第10条 国際交流ハウスの庶務は、国際交流センターにおいて行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、国際交流ハウスの使用に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。